平成２９年（フ）第３００号
滋賀県栗東市下戸山1092番地43
債務者　松尾　浩春
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４８号
滋賀県栗東市霊仙寺１丁目９番26―305号
エヴァークレストール
債務者　安岐　千恵
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５８号
滋賀県野洲市栄３番17―302号　湖南ハイツ、前住所滋賀県野洲市小篠原974番地　ユーハイム近江306号室
債務者　野畑　公男
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７０号
大津市坂本８丁目７番21―205号
債務者　長谷川美保子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７３号
滋賀県草津市野路９丁目10番１―903号　ハイツ玉川Ⅳ、前住所滋賀県守山市三宅町976番地の３
債務者　藪下　　喬
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７４号
滋賀県甲賀市水口町名坂1256番地―202号、前住所京都府南丹市八木町日置西上里２番地
債務者　中川　良太
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８６号
滋賀県草津市木川町1212番地　県営陽の丘団地　Ｂ棟302号
債務者　鳥濱　紀美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８８号
大津市和邇高城192番地の259、前住所東京都北区豊島５―５―６　豊島５丁目団地６号棟1125号室
債務者　奥村　小夏
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９０号
大津市際川３丁目１番16号　ヤマキハイツ１―Ｃ、前住所大津市におの浜２丁目２番５―505号
債務者　川副冨士子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９３号
滋賀県甲賀市甲賀町大原中1065番地10　216号室、住民票上の住所滋賀県栗東市小平井１丁目６番３―252号
債務者　松本達子こと　羅　太津子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
鳥取県米子市西福原６丁目４番43―102号、前住所松江市西津田９丁目７番10―105号西津田マンションⅡ・鳥取県米子市皆生新田１丁目１番31号
債務者　種平　　忍
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第７４５号
広島県竹原市忠海東町１丁目５番２号
債務者　前田ささの
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
山口県下関市川中豊町５丁目９番11号シャーメゾンダンディライオンＥ棟　201号、前住所徳島市八万町内浜79番地の１グランツ内浜Ｂ棟102号
債務者　阿部　将士
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
愛媛県伊予郡砥部町川登408番地２　川下団地212号
債務者　森田　鈴菜
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８９号
福岡県田川郡福智町金田275番地223　町営平原団地13棟125号
債務者　辰島　由香
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第９０号
福岡県田川郡糸田町1861番地37
債務者　宮川　潔宣
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所田川支部